

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 8 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 6 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 5 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |

東北（秋田）国民年金 事案 1816

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 58 年 3 月まで

私と妻は、国民年金制度が始まった昭和 36 年からそれぞれ国民年金に加入していた。また、家業を営んでおり、40 年からは役場の職員が国民年金保険料を自宅へ集金に来たので、その際に納付していた。

現在は、領収書や年金手帳は紛失して所持していないが、申立期間当時の確定申告書控えの写しに国民年金保険料が控除されたことが記載されているので提出する。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A商工会が保管していた昭和 54 年分、55 年分、57 年分及び 58 年分の所得税の確定申告書控えの写しを同商工会から平成 21 年 2 月 2 日に入手したことが確認でき、その入手の経緯を踏まえると、同申告書控えは当時作成されたものと推認できる。

また、申立人の妻は、「役場の職員が年末に自宅に来た時に、私か主人がその年の 1 年分の国民年金保険料を納付した。当時は、主人の弟も仕事を手伝っていたので、弟の保険料も納付したと思う。」と述べているところ、申立人から提出された昭和 55 年分の確定申告書控えの社会保険料控除額に記載された「国民年金保険料額 13 万 5,720 円」は、昭和 55 年度の国民年金保険料額 3 人分と一致していることから、申立人夫婦及び申立人の弟の保険料と推認される上、57 年分及び 58 年分の同申告書控えに記載された「国民年金保険料額」を合算した金額は、57 年度の保険料額 3 人分の合計額と近似している。

さらに、申立人及びその妻の主張によると、申立人は昭和 56 年分についても確定申告を行っていることが認められるところ、同年分の確定申告書控えはA商工会では見当たらないとして提出されていないが、その前後の年の同申告書控えの社会保険料控除額の欄に国民年金保険料額の記載が有ることに照らすと、同年分の確定申告に際しても国民年金保険料を納付したことを示す記載が存在した可能性が高い。

加えて、申立人は、申立期間を除く婚姻後の国民年金加入期間に国民年金保険料が未納とされている期間は無く、かつ、婚姻後において住所に変更が無い上、申立期間前後の保険料が納付済みであることを踏まえると、生活状況に大きな変化があったとは認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東北（秋田）国民年金 事案 1817

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 58 年 3 月まで

私と夫は、国民年金制度が始まった昭和 36 年からそれぞれ国民年金に加入していた。また、家業を営んでおり、40 年からは役場の職員が国民年金保険料を自宅へ集金に来たので、その際に納付していた。

現在は、領収書や年金手帳は紛失して所持していないが、申立期間当時の確定申告書控えの写しに国民年金保険料が控除されたことが記載されているので提出する。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A商工会が保管していた申立人の夫に係る昭和 54 年分、55 年分、57 年分及び 58 年分の所得税の確定申告書控えの写しを同商工会から平成 21 年 2 月 2 日に入手したことが確認でき、その入手の経緯を踏まえると、同申告書控えは当時作成されたものと推認できる。

また、申立人は、「役場の職員が年末に自宅に来た時に、私か主人がその年の 1 年分の国民年金保険料を納付した。当時は、主人の弟も仕事を手伝っていたので、弟の保険料も納付したと思う。」と述べているところ、申立人から提出された昭和 55 年分の確定申告書控えの社会保険料控除額に記載された「国民年金保険料額 13 万 5,720 円」は、昭和 55 年度の国民年金保険料額 3 人分と一致していることから、申立人夫婦及び申立人の義弟の保険料と推認される上、57 年分及び 58 年分の同申告書控えに記載された「国民年金保険料額」を合算した金額は、57 年度の保険料額 3 人分の合計額と近似している。

さらに、申立人及びその夫の主張によると、申立人の夫は昭和 56 年分についても確定申告を行っていることが認められるところ、同年分の確定申告書控えはA商工会では見当たらないとして提出されていないが、その前後の年の同申告書控えの社会保険料控除額の欄に国民年金保険料額の記載が有ることに照らすと、同年分の確定申告に際しても国民年金保険料を納付したことを示す記載が存在した可能性が高い。

加えて、申立人は、婚姻後において住所に変更が無い上、申立期間前後の保険料が納付済みであることを踏まえると、生活状況に大きな変化があったとは認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3154

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで

夫は、昭和23年にA株式会社（現在は、C株式会社）に入社し、54年に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA株式会社で勤務していた複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、A株式会社は、商業登記簿により、昭和34年2月にD県E市からF県G市に本社を移転していることが確認できるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同僚の一人が保管する同社の社員名簿とする資料（昭和35年10月作成）等により、同市に移転した本社が36年6月1日にA株式会社として厚生年金保険の適用事業所となるまでは、同社本社のほか、同社H事業所及び各県の同社営業所等に勤務する者について、適用事業所であった同社B事業所において一括して厚生年金保険を適用していたことがうかがえる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和36年6月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得して

いることが確認できる 82 人のうち、申立人を含む 81 人について、オンライン記録により、その前日の同年 5 月 31 日に同社 B 事業所において被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、C 株式会社は、「申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除について、当時の資料は保管されていないため不明であるが、厚生年金保険の加入状況から申立期間に退職したことは考え難く、申立期間も継続して勤務し、保険料を給与から控除していたものと推認でき、記録の欠落については、当時の手続に誤りがあったものと思われる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において A 株式会社
に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る A 株式会社 B 事業所における昭和 36 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 36 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3155

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和35年4月にA株式会社（現在は、C株式会社）に入社し、59年4月に関連会社の株式会社Dに異動するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立期間当時にA株式会社で勤務していた複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、A株式会社は、商業登記簿により、昭和34年2月にE県F市からG県H市に本社を移転していることが確認できるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同僚の一人が保管する同社の社員名簿とする資料（昭和35年10月作成）等により、同市に移転した本社が36年6月1日にA株式会社として厚生年金保険の適用事業所となるまでは、同社本社のほか、同社I事業所及び各県の同社営業所等に勤務する者について、適用事業所であった同社B事業所において一括して厚生年金保険を適用していたことがうかがえる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和36年6月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる82人のうち、申立人を含む81人について、オンラ

イン記録により、その前日の同年5月31日に同社B事業所において被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、C株式会社は、「申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除について、当時の資料は保管されていないため不明であるが、厚生年金保険の加入状況から申立期間に退職したことは考え難く、申立期間も継続して勤務し、保険料を給与から控除していたものと推認でき、記録の欠落については、当時の手続に誤りがあったものと思われる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社B事業所における昭和36年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3156

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで

夫は、昭和34年4月にA株式会社（現在は、C株式会社）に入社し、57年10月に関連会社の株式会社Dに異動するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立期間当時にA株式会社で勤務していた複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、A株式会社は、商業登記簿により、昭和34年2月にE県F市からG県H市に本社を移転していることが確認できるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同僚の一人が保管する同社の社員名簿とする資料（昭和35年10月作成）等により、同市に移転した本社が36年6月1日にA株式会社として厚生年金保険の適用事業所となるまでは、同社本社のほか、同社I事業所及び各県の同社営業所等に勤務する者について、適用事業所であった同社B事業所において一括して厚生年金保険を適用していたことがうかがえる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、

昭和 36 年 6 月 1 日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる 82 人のうち、申立人を含む 81 人について、オンライン記録により、その前日の同年 5 月 31 日に同社 B 事業所において被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、C 株式会社は、「申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除について、当時の資料は保管されていないため不明であるが、厚生年金保険の加入状況から申立期間に退職したことは考え難く、申立期間も継続して勤務し、保険料を給与から控除していたものと推認でき、記録の欠落については、当時の手続に誤りがあったものと思われる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において A 株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る A 株式会社 B 事業所における昭和 36 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 36 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和43年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和23年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和43年3月1日から同年4月10日まで

私は、昭和43年3月1日付けでA株式会社D事業所から同社C事業所への転勤を命ぜられた。

しかし、年金記録を確認したところ、A株式会社D事業所において昭和43年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格喪失、同社C事業所において同年4月10日に資格取得となっている。

申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出された社員名簿及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和43年3月1日にA株式会社D事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C事業所における昭和43年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B株式会社は不明としており、このほかに確認できる関連資料

及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東北（岩手）厚生年金 事案 3159

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和35年6月にA株式会社（現在は、C株式会社）に入社し、49年6月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立期間当時にA株式会社で勤務していた複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、A株式会社は、商業登記簿により、昭和34年2月にD県E市からF県G市に本社を移転していることが確認できるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同僚の一人が保管する同社の社員名簿とする資料（昭和35年10月作成）等により、同市に移転した本社が36年6月1日にA株式会社として厚生年金保険の適用事業所となるまでは、同社本社のほか、同社H事業所及び各県の同社営業所等に勤務する者について、適用事業所であった同社B事業所において一括して厚生年金保険を適用していたことがうかがえる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和36年6月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる82人のうち、申立人を含む81人について、オンラ

イン記録により、その前日の同年5月31日に同社B事業所において被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、C株式会社は、「申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除について、当時の資料は保管されていないため不明であるが、厚生年金保険の加入状況から申立期間に退職したことは考え難く、申立期間も継続して勤務し、保険料を給与から控除していたものと推認でき、記録の欠落については、当時の手続に誤りがあったものと思われる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社B事業所における昭和36年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）厚生年金 事案 3160

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月16日から同年4月1日まで

私は、昭和46年4月1日から平成19年6月30日まで、継続してA株式会社に勤務し、昭和49年4月1日付けで同社C支店から同社本社へ異動したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無く納得できないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出された人事原簿及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和49年4月1日にA株式会社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C支店における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和49年2月の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B株式会社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東北（宮城）国民年金 事案 1814

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から40年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から40年5月まで
私と同居親族がそれぞれ60歳になるまでの期間の国民年金保険料は、父親が全期間前納をしていたはずである。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人及びその同居親族に係る国民年金保険料を父親が全期間前納していたと主張しているところ、A市（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立人が名前を挙げた4人の親族は、いずれも昭和37年11月から各人が60歳に達する月の前月までの国民年金保険料を同年11月に前納していることが確認できる。

しかしながら、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿には国民年金保険料が全期間前納された記録は見当たらない上、申立人は昭和36年4月から37年6月までの保険料を納期限までに現年度納付していることから、申立期間当時、申立人に係る保険料の全期間前納が行われていたとすれば同年7月以降の保険料が対象となるが、申立人は同年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、39年11月に同資格を喪失するまで被保険者期間が継続していることを踏まえると、前述の親族に係る保険料が全期間前納された37年11月において、国民年金の被保険者資格が無い申立人に係る保険料の全期間前納が行われたとは考えにくい。

また、申立期間の国民年金被保険者資格に係る記録は、オンライン記録によれば、平成4年5月7日に行われた同年3月29日付け同資格の取得処理と併せて追加処理されたことが確認できることから、申立期間当時は

未加入期間であり、当該追加処理が行われた時点で、申立期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって保険料の納付を行っていたとする申立人の父親は既に死亡している上、前述の親族も記憶が定かではなく、当時の状況を確認することができない。

加えて、戸籍の附票によれば、申立人は、申立期間及びその前後を通じてA市以外に住所の異動が無く、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）国民年金 事案 1815

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの期間、49 年 4 月から 50 年 3 月までの期間及び 51 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで
③ 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間のうち婚姻した昭和 49 年 7 月より前の期間は母親が、婚姻後は元妻が自らの国民年金保険料と一緒に私の保険料を銀行の窓口で納付していたので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する昭和 49 年 7 月 8 日に A 町が発行した国民年金保険料の納付証明書によると、申立期間①の保険料は未納となっていることが確認できる。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及び申立人が所持する納付書・領収証書等によると、申立期間①前後の期間の国民年金保険料は、婚姻後に遡って納付されていることが確認できるものの、申立期間①の保険料が納付された状況は確認できない。

さらに、申立人は、「婚姻前は、母親が自らの国民年金保険料と一緒に銀行の窓口で納付していた。」と述べているところ、オンライン記録によると、申立人の母親の申立期間①の保険料は申請免除となっている上、申立期間②の保険料は未納となっていることが確認できる。これらのことを踏まえると、申立人の申立期間①及び申立期間②のうち昭和 49 年 4 月から同年 6 月までの保険料について、申立人の母親が納付していたとは考えにくい。

申立期間②のうち昭和 49 年 7 月から 50 年 3 月までの期間及び申立期間③について、申立人は、「婚姻後は、元妻が自らの国民年金保険料と一緒に銀行の窓口で納付していた。」と述べているところ、申立人の元妻に係る A 町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、元妻の 49 年 7 月から 50 年 3 月までの期間の保険料は未納となっていること、及び申立期間③の保険料は過年度納付されていることが確認できる上、B 市の国民年金自主納付者収滞納一覧表によると、申立期間②及び③の間の同年 4 月から同年 12 月までの期間の申立人の元妻に係る国民年金保険料の納付日は、申立人の保険料納付日と相違していることが確認できる。これらのことを踏まえると、申立人の元妻が、申立期間②のうち 49 年 7 月から 50 年 3 月までの期間及び申立期間③の保険料を、自らの保険料と一緒に納付していたとは考えにくい。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳、A 町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）及び C 町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、申立期間の国民年金保険料はいずれも未納となっていることが確認できる上、この記録はオンライン記録とも一致している。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す資料として、国民年金保険料納付通知書兼領収証書等を提出しているものの、いずれも申立期間とは別の期間に係る国民年金保険料の納付を示すものであることから、当該資料に基づき、申立期間の保険料の納付について判断することはできない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（山形）厚生年金 事案 3152

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 4 月 1 日まで
申立期間について、A 県 B 郡 C 町（現在は、D 市）E 地区にあった F 地域の G 作業場で働いた。

G 作業場では 50 人ぐらい従業員がいたが、同じ仕事をした同僚には厚生年金保険の被保険者記録があるのに、自分に記録が無いことに納得がいかない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していた事業所名を記憶していないが、F 地域の G 作業場で同じ仕事をしていた同僚の氏名を挙げているところ、申立期間当時、A 県 B 郡 C 町 E 地区で業務をしていた株式会社 H に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当該同僚の氏名が確認できることから、時期は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、上記同僚及び G 作業場の責任者よりも後から入社し、先に退社したと述べているところ、上記被保険者名簿によれば、当該同僚の株式会社 H に係る厚生年金保険の被保険者期間は昭和 32 年 4 月 15 日から 35 年 11 月 11 日まで、当該責任者の被保険者期間は 32 年 5 月 1 日から同年 12 月 5 日までとなっており、申立期間の被保険者記録は確認できない上、当該同僚及び責任者は既に亡くなっていることから、当時の状況を確認することができない。

また、オンライン記録において、株式会社 H で昭和 32 年 3 月以前に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者で、10 年 1 月以降の生まれの被

保険者 34 人中、所在が判明する 25 人に照会したところ、14 人から回答があったが、そのうち 2 人は F 地域の G 作業場で働いたが申立人を覚えていないとし、ほかの 12 人は同作業場で働いたことはないと回答しており、申立人の勤務実態等について具体的な証言は得られなかった。

さらに、上記回答のあった 14 人のうち 6 人は、入社と同時に厚生年金保険に加入したわけではないとし、うち 1 人は、「会社が社員の実績をみて加入させていた。」、残り 5 人のうち 4 人は、「厚生年金保険の加入が無かったのは試用期間又は臨時雇用期間のためである。」と回答していることから、株式会社 H は入社と同時に従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間当時に株式会社 H を経営していたとされる株式会社 I の後継事業所である株式会社 J は、当該事業所は昭和 56 年に閉鎖された事業所で、資料等は残っていないと回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3153（宮城厚生年金事案 2801 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 11 月 26 日から 52 年 9 月 1 日まで
申立期間について、A 県 B 市にあった C 株式会社で働いた。
同僚の二人も、給与から厚生年金保険料が引かれていたはずである。
前回の申立てに係る第三者委員会の結論は不当で納得がいかないので、
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 49 年 11 月 26 日から 51 年 5 月 19 日までの期間については、雇用保険の被保険者記録が確認できることから、申立人は C 株式会社勤務していたことは認められるものの、i) 同社は、49 年 11 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所でなかったこと、ii) 同年 11 月 26 日に同社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者は、申立人を含め 19 人が確認できるところ、当該 19 人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日はオンライン記録と一致している上、当該被保険者原票において、資格喪失日が遡及して訂正されているなどの不自然な箇所は見当たらないこと、iii) 上記 19 人のうち 8 人は、申立人と同じく同年 11 月 25 日に同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降も同社において雇用保険の被保険者期間が継続していることが確認できるが、当該 8 人のオンライン記録によると、このうちの 6 人は、同年 11 月 26 日に国民年金の被保険者資格を取得している上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、同年 12 月 3 日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できること、iv) 申立人と同日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者のうち、所在が確認できる 10 人に照会したところ、回答があった 5 人の

うち2人は、申立期間当時について、同社が健康保険及び厚生年金保険の適用事業所でなくなったため、個人で国民健康保険及び国民年金に加入したとしていることなどから、既に年金記録確認D地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成24年12月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに同僚二人の姓を挙げて、当該同僚についても給与から厚生年金保険料が引かれていたはずだと主張しているが、オンライン記録によると、当該同僚と同姓の者でC株式会社に係る厚生年金保険の被保険者記録を有する者は各々一人ずつ確認できるところ、いずれも申立期間の同社に係る被保険者記録は見当たらない上、当該同僚の厚生年金保険手帳記号番号は未統合となっており、所在が不明のため当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらのことから、申立人の主張は年金記録確認D地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 7 月から同年 12 月まで
② 昭和 46 年 6 月から同年 8 月まで

私は、申立期間①においてA株式会社に、申立期間②においてB株式会社に勤務したが、いずれも厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間①及び②について、それぞれの会社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、季節労働者としてA株式会社に勤務したと述べているところ、同社は、「季節労働者を直接雇用していたか否か、厚生年金保険に加入させていたか否かについて、資料が無いため不明である。」と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態等を確認することができない。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人及び申立人が氏名を挙げた同僚5人について、申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない上、整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人のA株式会社における雇用保険の加入記録は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、季節労働者としてB株式会社に勤務したと述べているところ、同社は、「季節労働者を直接雇用していたか否か、厚生年金保険に加入させていたか否かについて、資料が無いため不明である。」と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態等を確認することができない。

また、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、

申立人及び申立人が氏名を挙げた同僚3人について、申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない上、整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人のB株式会社における雇用保険の加入記録は見当たらない。

加えて、申立人は、「A株式会社とB株式会社に勤務した後に、オレンジ色の手帳が送られてきた。」と述べ、当該手帳は厚生年金保険に加入していたために交付されたものではないかとして申立てを行っているところ、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者となった場合は、カードの厚生年金保険被保険者証が交付されることとなっており、申立人が記憶するオレンジ色の手帳は、昭和49年10月以降に交付された年金手帳であると推認される。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。